

安心生活、JAバンク。

年金受給者向け 定期積金

JAゆとりゆとり 定積

令和5年
4月3日月
期間
令和6年
3月29日金

店頭表示
利回り

プラス **0.05%**

(税引後 年0.039%)

上乗せ

対象になる方

当JAで年金のお受け取りを
ご指定いただいている方

ご契約期間

1年、2年、3年、4年、5年

ご契約金額

12万円以上

- 他の金利上乗せや、キャンペーンとの併用はできません。
- 窓口でのお取扱いとなります。
- 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、
取扱いを中止することがあります。
- JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

令和5年4月3日現在

裏面も
ご確認ください。

ゆとり倶楽部

JAバンクで年金をお受け取りの方、
お受け取りのご予約をされた方なら
どなたでもご利用いただけます。



電話無料
相談サービス

交通事故
見舞金サービス

ホテル優待
利用サービス

交通事故による死亡、重度後遺障害、後遺障害に
なった場合に最高20万円の見舞金が支給されます。

無料

年金相談会
毎月実施しています。

くわしくはホームページまたは
各支店の窓口・渉外担当者まで
<http://www.jaab.or.jp>

地域・人・未来
JAあいち尾東
～人と地域のための「くらしの拠点」でありつづきたい～



友だち募集中!!
キャンペーン情報や
お得な情報をお届けします。



瀬戸支店 ☎0561-82-8131
山口支店 ☎0561-82-3457
水野支店 ☎0561-48-1128
品野支店 ☎0561-41-1125
尾張旭支店 ☎0561-54-3311

尾張旭東支店 ☎0561-53-2004
本地ヶ原支店 ☎0561-53-5878
豊明支店 ☎0562-92-1341
阿野支店 ☎0562-92-7877
沓掛支店 ☎0562-92-0043

豊明栄支店 ☎0562-97-1385
東郷支店 ☎0561-39-0552
春木支店 ☎0561-38-1132
日進支店 ☎0561-72-0665
米野木支店 ☎0561-73-6117

岩崎支店 ☎0561-73-5831
浅田支店 ☎052-803-4106
長久手支店 ☎0561-63-0012
長久手西支店 ☎0561-62-4511

※令和5年度、阿野支店・沓掛支店は豊明支店と統合予定

年金受給者向け定期積金

JAゆうゆう定積

商品概要

対 象 に な る 方		当JAで年金をお受け取りの方。 ※当JA口座への年金振込が確認できる書類を提示できること。 「指定替えハガキ」または「裁定請求書」を当JAが確認した方は可。
期 間		1年、2年、3年、4年、5年
掛込方法等	掛 込 方 法	契約期間内で掛金を分割掛け込みします。年金振込指定口座より口座振替扱いとします。
	掛 込 間 隔	毎月または2か月(原則として、年金支給日の属する月)のいずれかとします。
	掛 込 金 額	1回当たり1,000円以上とします。ただし、一資格者がお受け取りになる1回当たりの年金額の範囲内とします。
	掛 込 単 位	1円単位とします。
支 払 方 法		満期日に自動満期解約処理扱いとします。
給 付 契 約 金		12万円以上の金額とします。
給付補てん金	適用利回り	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
	支 払 頻 度	満期日以後に一括して支払います。
	計 算 方 法	計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
	税 金	お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。
	利回り情報の入手方法	約定利回りについては、窓口にお問い合わせください。
手 数 料		—
付加できる特約事項		預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象
苦情処理措置および紛争解決措置の内容		苦情処理措置… 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または 金融共済部(電話:0561-72-0033) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置… 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
その他参考となる事項		●掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または当初契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ●満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

令和5年4月3日現在